

【重要事項説明書】

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 リンク
主たる事務所の所在地	〒847-0834 佐賀県唐津市山田 2824-5
代 表 者 名	代表取締役 山口 浩一
電 話 番 号	0955-53-8201

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション ひばり	
事業所の所在地	〒847-0834 佐賀県唐津市山田 2824-5	
電話番号・ファクス番号	0955-53-8207	0955-53-8202
指定年月日・事業所番号	平成 17 年 6 月 1 日	4170200424
管理者の氏名	木庭 優子	
通常の事業の実施地域	唐津市・玄海町	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携をはかりながら、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

ホームヘルパーが利用者の自宅に訪問し、身体介護（食事や入浴の介助等）や生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除など）を利用者と一緒に行います。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助，就寝介助，排泄介助，身体整容，食事介助，更衣介助，清拭（せいしき），入浴介助，体位交換，服薬介助，通院・外出介助など （自立生活支援のための見守りの援助） ○利用者と一緒の手助けをしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む） ○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声
------	---

	掛け、気分の確認を含む) ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助） ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○車椅子での移動介助を行なって店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助 ○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時半から午後5時半まで。但し、盆休暇、年末年始休暇は別途設ける。 ※場合により時間外も行います。時間外料金になります。

6. 職員体制

訪問介護員の職種	勤務の携帯・人数			
介 護 福 祉 士	常勤	2 人	非常勤	0 人
介護職員初任者研修修了者	常勤	1 人	非常勤	3 人

7. サービス提供の責任者

あなたのサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	木庭 優子
--------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用料金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、「介護保険負担割合証」に記載のとおりです。（かかった費用の1割・2割・3割のいずれか）

利用料金（1割負担の場合）

サービス名称	サービスの内容	負担額
身体介護 1	20 分以上 30 分未満	244 円
身体介護 2	30 分以上 1 時間未満	387 円
身体介護 3	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 円
	以降 30 分増すごとに加算	82 円
生活援助加算	身体介護に引き続き生活援助を行った場合、20 分から起算して 25 分ごとに加算	65 円
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパーが自ら運転する車両の乗降介助等を行った場合	97 円
生活援助 2	20 分以上 45 分未満	179 円
生活援助 3	45 分以上	220 円
初回加算	新規にサービスを提供した場合（初回のみ）	200 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	サービス利用負担額の 22.4%	

※利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の 2 倍になります。（通院等乗降介助、初回加算は除く）

（2）支払方法

- ◎ 事業所から貴方に対し翌月上旬に、当月の利用料等の内訳を掲載した利用料明細書を作成し請求書に添付して送付します。
- ◎ 毎月の利用料は、郵便局の場合は翌月 15 日に指定の口座より引き落とします。金融機関により 20 日引落としになる場合もございます。
- ◎ なお、現金でのお支払いをご希望の方は翌月末日迄に担当の者にお支払い下さい。

（3）保険給付請求のための証明書交付

サービス提供証明書が必要な場合はお申し出下さい。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
ご家族 (1)	氏 名 ・ 続 柄	
	電 話 番 号	
ご家族 (2)	氏 名 ・ 続 柄	
	電 話 番 号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び唐津市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情・相談窓口

ヘルパーステーションひばり	受 付 担 当 者	木 庭 優 子
	ご 利 用 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	連 絡 先	0 9 5 5 - 5 3 - 8 2 0 7
唐津市高齢者支援課 〒847-8511 唐津市西城内 1 番 1 号佐賀県国保	ご 利 用 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	連 絡 先	0 9 5 5 - 7 0 - 0 1 0 2
	休 日	土日・祝日 12/29~1/3
佐賀県国保連合会 〒840-0832 佐賀県堀川町 1 番 5 号	ご 利 用 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	連 絡 先	0 9 5 2 - 2 6 - 1 4 7 7
	休 日	土日・祝日 12/29~1/3

1 2. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので予めご了解ください。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

- ・ 家族のための調理、買い物、布団干しなど
- ・ 家族が使用する部屋の掃除
- ・ 来客の応接
- ・ 自家用車の洗車や掃除

② 訪問介護員が行わなくても日常生活に支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり、花木のみずやり
- ・ 犬の散歩、ペットの世話等

③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・ 家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 庭木の剪定
- ・ おせちなど、特別な手間をかけて行う調理等

④ 医療行為及び医療補助行為

⑤ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) キャンセルの場合は、前日までにご連絡ください。

訪問してからのキャンセルはキャンセル料¥1000が発生致します。

1 3. 災害発生時の対応について

【災害発生時にサービス提供が困難となる場合があります】

地震や集中豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の変更やサービス提供が休止となることがあります。可能な限りご連絡を差し上げるよう努力致しますが、被災状況や通信が麻痺した場合には、ご連絡ができない場合があることをご理解ください。

第13条（天災等不可抗力）

- ① 本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はお客様に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。
- ② 大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の変更もしくは中止となる場合があります。

【個人情報使用同意書】

私（利用者及び家族又は代理人等）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 使用する目的
利用者のための介護サービス計画に沿って円滑・適切にサービスを提供するため
- 2 使用する事業者の範囲
サービスを提供する事業所
正当な理由がある場合に限り関係各機関
- 3 使用する期間
契約締結から契約終了まで
- 4 条件
 - (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと

以上